

第64期 決算公告

愛知県名古屋市名東区高社一丁目210番地
藤久株式会社

貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,806,638	流動負債	2,564,371
現金及び預金	753,972	支払手形	2,044
電子記録債権	704	電子記録債務	514,820
売掛金	219,961	買掛金	435,508
営業未収入金	256,260	短期借入金	300,000
商品	3,312,767	リース債務	933
貯蔵品	3,818	未払金	559,171
前渡金	545	未払費用	153,147
前払費用	120,943	未払法人税等	104,864
その他	138,031	未払消費税等	35,759
貸倒引当金	△ 369	契約負債	284,025
		前受金	918
		預り金	50,068
		賞与引当金	5,771
		店舗閉鎖損失引当金	63,084
		資産除去債務	54,252
固定資産	1,275,682	固定負債	2,695,582
有形固定資産	416,946	関係会社長期借入金	2,100,000
建物	25,626	繰延税金負債	24,013
構築物	46	資産除去債務	480,873
車両運搬具	0	長期預り保証金	47,068
器具及び備品	4,269	その他	43,627
土地	387,004	負債合計	5,259,954
無形固定資産	346	(純資産の部)	
ソフトウェア	346	株主資本	763,832
		資本金	100,000
		資本剰余金	2,576,283
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	2,551,283
投資その他の資産	858,389	利益剰余金	△ 1,912,450
投資有価証券	145,012	その他利益剰余金	△ 1,912,450
出資金	100	繰越利益剰余金	△ 1,912,450
長期前払費用	60		
差入保証金	708,991	評価・換算差額等	58,534
その他	4,224	その他有価証券評価差額金	58,534
		純資産合計	822,366
資産合計	6,082,321	負債・純資産合計	6,082,321

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

・商 品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

・貯 蔵 品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物(建物附属設備を含む)8年～50年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は自社利用ソフトウェア5年であります。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、翌事業年度支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③ 店舗閉鎖損失引当金

店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、今後発生が見込まれる費用について、合理的に見積られる金額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は、拠出時に費用として認識しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業(手芸用品及び生活雑貨等の販売)における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、以下のとおりであります。

店舗における商品の販売に伴う収益は、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

通販における商品の販売においては、出荷時から商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

会員制度に係る年会費収益について、履行義務が一定期間にわたり充足されるものであるため、年会費の経過期間に対応して収益を認識しております。

また、商品の販売時に顧客に付与するポイントについては、収益から控除しております。